

根室市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針〈概要版〉

根室市教育委員会では、全国的な少子化の進展に伴い、本市においても児童生徒数の減少は避けられず、将来的な児童生徒の減少に対応し充実した教育環境を確保するため、「根室市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を取りまとめるとともに、本方針に基づく「根室市立小中学校適正配置計画」を策定し市街地以外の学校再編を優先して適正配置を推進してきました。

しかしながら、この間、児童生徒数の減少の加速や、学校施設の更なる老朽化、市内の道立高等学校統合に向けた状況の進展などの情勢変化があり、また、国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定し、学校統合の適否や小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を新たに示したところです。

根室市においても、平成27年7月に、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示する「根室市人口ビジョン」を策定したところであり、更に、市内の公共施設全体を対象とする「公共施設等総合管理方針」を策定したことなどから、そうした状況を踏まえ、平成28年1月に基本方針の見直しを行ったものです。

根室市における学校の適正規模

根室市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします

- クラス替えを通じて、多様な価値観や考え方をを持った仲間と触れ合える学校規模であること
- 部活動、学校行事等において多様な選択肢を提供でき、活気が生まれる学校規模であること
- 中学校では、進路面や生活面において、生徒一人の個性や特徴に応じた指導が可能な学校規模であること
- 複数の教員が配置できる学校規模であること
- 特に中学校では全教科に専任の教員を配置するとともに、指導時間数の多い5教科に複数の教員が配置できる学校規模であること
- 教員が児童生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組める学校規模であること

〈根室市における学校の適正規模〉

| | 小学校 | 中学校 |
|--------|---------|--------|
| 1学年あたり | 2～3学級 | 3～6学級 |
| 1校あたり | 12～18学級 | 9～18学級 |

根室市立小中学校の適正配置

【適正配置の方法】

「通学区域の見直し」と「統廃合」

【適正配置の基本的考え方】

- 地域住民の十分な理解と協力を得て取り組みます
- 市の財政状況を踏まえ、施設の改修、既存校舎の活用も含め、計画的に取り組みます
- 通学距離は、小学校で概ね2 km以内、中学校で概ね4 km以内とします
- 通学時間についても検討の対象とすることとし、実態に応じて支援策を実施します
- 地理的に小規模校となることがやむを得ない学校については、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じることを検討します
- 統廃合による新学校への移行が円滑に行われるよう、学校間での事前交流や教員加配を活用するなど人員配置についても配慮します。
- 廃止する学校の建物及び土地については、市民の貴重な財産として各方面に意見を聴きながら検討をすすめます
- 放課後教室の校内への設置に努めます

市街地の小中学校を対象に次のとおり検討します。

【検討時期】

- 過小規模校（小学校5学級以下・中学校2学級以下） ～ 速やかに検討に着手する必要があります
- 小規模校 ～ 児童生徒数の推計をもとに適切な時期に検討します
- 特に中学校は、教科担任制であることから小学校と比べ、小規模化による影響が大きく、早急な適正配置の検討が必要です
- 適正規模校 ～ 基本的に現状を維持します

適正配置の対象校と検討時期

〈参考資料〉市内小中学校の教育環境

- 児童生徒数は、昭和37年の8,804人に対し、平成27年度では2,029人となり、約77%減少しています。今後、更に減少することが予測されています。
- 学校数は、最大で小中合わせて28校ありましたが、昭和40年以降統廃合が進み、平成27年度では小学校8校、中学校7校となり、学級数の減少によって小規模化が進んでいます。
- 学校間の規模格差が拡大しており、最大校と最小校で比較すると、小学校では児童数で24.1倍、学級数で4.0倍の格差、中学校では生徒数で19.9倍、学級数で4.0倍の格差が生じています。
- 校舎・体育館総面積の9割以上が建築後20年以上、約8割が建築後30年以上経過しており、耐震化も含めて計画的な改築が必要となっています。

